The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	麴氏高昌国の官制について
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	史観. 1983, 109, p. 29-43
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88440
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

麴氏高昌国の官制について

荒川正晴

はじめに

中央アジアの漢人王国、麴氏高昌国は、六世紀初頭よりほぼ一世紀半にわたる間、トゥルファンの地にその独立を堅持し、中国の諸制度を範にとった独自の社会を確立させていた。従来、この国を研究するにあたり、史書の他に碑文・墓塼・古文書等の出土資料が豊富に残され検討に供されてきたが、近年においてはさらに中国考古隊のアスターナ・カラホージャ古墳群発掘により多くの漢文文書が新たに収集され、現在その移録文が公表されている。(1) こうした中で、麴氏高昌国についても多くの新知見がもたらされ、従来の見解を改めなければならない点も少なくない。そこで、本稿では、こうした新出の史料を基に麴氏高昌国の官制の問題について改めて検討を加えてみたいと思う。この問題については、我国では既に嶋崎昌氏が最も詳細にわたって論究されており、(2) 今にいたるもこの国の官制構造を捉える場合の基軸となるものである。本稿もこうした嶋崎氏の御高説に支えられているところが多い。非力ではあるが、これが氏の残された官制研究上の課題と取り組む一歩となれば幸いである。

一、中央官制について

(1) 官制の変遷

従来、検討されてきたところによれば、高昌の中央官制は、高昌王に次ぐ令尹の下に綰曹郎中（尚書令的な存在）(3) が置かれ、これに兵部・民部・祀部等の行政官署を統轄させる体制を作らせ、そしてその各部には、長史・司馬以下の府官系の官が配されていたとされる。この体制は、嶋崎氏が推定されるように、(4) 北魏より授けられた

高昌王の官爵である「驃騎大将軍・西平郡開国公」の府としての性格を持ちながら、独立国家としてこれを拡大し尚書省的性格を併せ持たせようとした一種独特のものであった。ところが、高昌国の第八代王である麴伯雅は、大業五年（六〇九年、高昌の延和八年）に隋に入朝すると、これを景慕するようになり、ついに大業八年（六一二年、延和十一年）に帰国した際、国中に解辮削衽の令を発して漢化運動を推し進めようとした。この時、中央官制も隋の官制の影響をうけて従来おかれてきた府官系の長史・司馬を廃して、長史を郎中に、また司馬を侍郎にという尚書省系の官制に変えていったことが推測されている。(5)

ところが、ここに次のような墓表が新たに紹介されている。(6) アスターナ古墳群の張塋に属す一一四号墓より出土したものであるが、これには、

延和六年丁卯歳、五月戊申朔、廿三日庚午、(新)辛除侍郎轉壓中將軍、遷洿林令轉長史、又遷庫部郎中、洿林令如故、追贈寧朔將軍、綰曹郎中、燉煌張氏忠之墓表

と刻されている。つまりこの張忠が卒した延和六年（六〇七年）(7)以前に中央の官吏として庫部郎中が存在していたことがわかるのである。この延和六年は、麴伯雅が隋に入朝する前であることから、彼の漢化運動とは関係なくそれ以前から、少なくとも庫部には郎中が配されていたことが確認できるのである。またこの時に庫部にのみこの郎中が配されていたとは考え難いところから、恐らくそれ以外の各部にも、こうした郎中は漢化運動以前にも置かれていたと推測することは許されよう。つまりこの墓表の存在により、麴伯雅の漢化運動に伴う官制の改革ということについては、もう一度改めて考え直す必要がある。ただ、従来の中央官制の捉え方にあくまでも立脚する限り、この墓表に見える郎中の存在も、先に見たような官制の変遷が延和六年以前におこった結果と考えられ、この点については何等変わるところがない。

また、さらに次のような文書が知られている。義和三年の紀年をもつ「屯田條列得水譴麥斛斗奏行文書」（以下「屯田文書」と略称する）と題されるものである。(8)

〔前　略〕

8　謹案條列得水譴麥九(斛)斗、列別如右。記識、奏諾奉　行。
9　門下校郎　高
10　侍郎　和
11　侍郎　陰
12　侍郎　焦
13　高
14　麴
15　義和三年丙子歳　月　日　屯田　奏(9)□
16　長史　□
17　屯田司馬　鞏
18　屯田主簿(簿)　田　「祁善」

19　和　「住兒」
20　屯田吏　王　「□□」
21　屯田吏　王　「善□」

（67 TAM 364：14）

ここに見える屯田は、従来確認されてきた兵部・民部等の八部[10]の中には知られてこなかったものであるが、この文書及びその他のいくつかの新出の史料により[11]、八部同様中央に置かれていた重要な官署であったことが知られる。特にここに見える奏行文書の形式、即ち奏文の後に「謹案、條列……列別如右。記識。奏諾奉　行」という文言を配し、その後に門下校郎・侍郎等の数人の署名を載せ、そしてそれに続けて、奏した年月日を前に、担当官の署名を後に記す形は、高昌におかれていた各行政官署の奏行文書の形式に共通するものであった[12]。奏文の内容については、ここでは省略したが、これが奏された義和年間（六一四～一九年）は種々検討されているように麴氏高昌国の伝国年数には含まれないものであった[13]。この間の事情についてはよくわからないが、呉震氏によれば麴伯雅が国を失っていた期間とされる[14]。この義和年間に少なくとも屯田の官署に関しては、この文書の最後の十五行目以降の署名部分より、長史・司馬という府官系の官名がまた復されていることがわかるのである。また延寿元年（六二四年）には、吏部郎中の名が確認されることから[15]、従来の中央官制の理解によればまず当初長史・司馬という府官系の官が各部に配されていたのが、延和六年（六〇七年）以前のある時点でそれが郎中・侍郎という尚書省系の官に代わられ、それがまた義和年間にもとの長史・司馬に復され、さらにその後にまた郎中・侍郎に戻されたと解さなくてはならないのである。また次の張延衡の墓表に注目して戴きたい。これには、

「貞觀廿年歳次丙午十」月己未朔、廿一日乙卯、新」除侍郎、轉門下校郎、遷洿」林令、遷陵江將軍、洿林令」如故、更遷陵江將軍、□部」長史、後遷倉部郎中、洿林」令如故。大唐統御澤被故」老、蒙授騎都尉。春秋八十」有二。張延衡之墓表

と見え[16]、この貞観二〇年（六四六年）に八十二才で卒した張延衡が、□部長史（高昌国当時の最終官である倉部郎中に遷る前の官）となっていたのが、延和六年（六〇七年、当時四三才）以後のことと想定されるならば、更に複雑な官制の変遷を予想しなくてはならない場合も起り得るのである。果たしてこのような官制の変遷というものを認めることができるであろうか。この国の中央官制の構造を捉えるためにも、まずそのことが問われなければならないであろう。

そこでこの問題を検討するにあたり、まず以下の点について指摘しておきたい。そもそも郎中という官が、各部におかれていたのは、先に触れたように麴伯雅の延和六年以前であることが確認されるのであるが、それがどこまで溯るものなのかは今のところ全く知る史料はない。しかしながら、高昌国において郎中という官名そのものが、中央の官制の中にあらわれるのは、実は建国当初よりのことであったと思われる。それは、先述した高昌令尹のもとにおかれ

ていたと考えられる（都）綰曹郎中の存在である。[17] この官は、既に触れたように高昌国において各部を統率していた尚書令的な存在であった。また、この（都）綰曹郎中は、さらに溯っていうならば、白須浄真氏が推定されているように、[18] 麴氏高昌国建国以前の且渠氏高昌時代の都郎中につながるものであったと思われる。即ち、大涼承平一三年（四五五年）且渠封戴の墓表[19]に

大涼承平十三年歳在乙未四月廿四日、冠軍將軍・涼都高昌太守・都郎中、大且渠封戴府君之墓表也

と見え、この且渠封戴の帯びた都郎中が白須氏の言われる如く、その名号及び彼の地位の高さより判断して麴氏高昌国の（都）綰曹郎中同様、尚書令的な存在と推測され、尚書に配された郎中を都べる官を意味していたものと思われる。[20]

実際に各部に郎中が配されていたことが確認できるのは、孰れも七世紀以後に下るものばかりであるが、麴氏高昌国においては当初より各部を統轄する尚書令的な官に、敢えてこの前代の都郎中につながる（都）綰曹郎中という独自の官号を用いていたのである。

その当初に各部に実際に郎中が配されていたかどうかは今のところ立証することはできないが、この（都）綰曹郎中の存在は、その建国当初から郎中という官が、当然中央の行政各部に置かれるものとして準備されていた可能性を示唆するものであろう。[38] このような郎中の官号のあり方を見るならば、さきに見たような中央における官制の変遷というもの、とりわけその郎中・侍郎というものの存在を、従来のように府官系の長史・司馬の体制を廃して、始めてそこでこれに代って成立したものであると簡単に理解することはできないのである。

そこで、我々はまずこの国の官制変遷について再検討するためにも、これらの官号そのものの性格を探ってゆく必要がある。

（2）官号の性格

この官号の性格を検討するにあたり、まず始めに次のような史料が残されていることに注意をむけなければならない。それは先にも見た張忠の墓表[21]に記録される彼の任じた官職名である。即ち「……遷洟林令轉長史、又遷庫部郎中、洟林令如故……」とあり、庫部郎中に遷る前の官が長史であったことがわかる。また延昌二年（五六二年）の張洪妻焦氏の墓表[22]にも「延昌二年壬午歳十一月卯朔廿九日乙未……遷爲長史、令如故。…張洪妻焦氏之墓表」と見え、張洪が生前長史となっていたことが記される。これら墓表に記載される官歴は、その官が各部に置かれているものである場合その官署名を記すのが通常であると思われるから、これらの長史は実際に各部に置かれた長史ではない蓋然性が高い。しかしながらその身分上の高さから見るならば、どちらも県令のままでいることから、各部にあった長史と、全く同位のものと考えられる。[23] また、こうした墓表ばかりでなく『造寺碑』[24]の中にも、最後に刻された署名中に各部の長史を列する部分があり、それには以下のように見えている。

長史・建武將軍・領兵部事□

長史・虎威將軍・領庫部事麴
長史・威遠將軍・領都官事麴
凌江將軍麴
長史・威遠將軍・領□部事馬
長史・威遠將軍・領祀部事陰
長史・平漠將軍・領主客事氾
長史和

このように各部を領す長史の最後に「長史和」と記されるだけのものが一員知られるのである。これは各部を領する長史とは異なり行政部を領することのないものと考えられるが、それでも身分的には各部長史と同位のものとして列せられているのである。

こうしたことを考えるならば、この長史という官号は、中央官署の職務を領することもあれば、そうした職務を領さずただ単に長史の身分として存在するものもあったことが推定され、しかもそれは各部長史と身分的に同位のものとされていたことがわかるのである。他の郎中・司馬・侍郎についても、例えば侍郎の場合、白須氏が検討されておられるように[25]張氏のような有力豪族が官途に就く際に、最初に任ぜられる特定の品階であったことが知られているが、同じくこうした張氏に属した張懐寂の墓誌には「年[26]一秊在襁褓、偽授[27]吏部侍郎」と見え、幼いころに吏部侍郎が授けられ、これから出身していることがわかるのである。この張懐寂の吏部侍郎も、同じ張氏一族に属するものとして侍郎の位階より出身したものと解することができるから[28]、このことより、侍郎という官は、先に見た長史の場合と同じように、吏部などの職務を領するものもあれば、ただ単に侍郎の身分として存在するだけのこともあったと理解することができるのである。こうしたことを考えるならば、『文書』及びその他の史料の中に見える郎中・司馬という官号についても、長史や侍郎の場合と同様に捉え直してみる必要はあろう[29]。もちろん長史や司馬或いは郎中や侍郎に、各部の実際の職務を遂行していないものがあったとしても、それがただ単なる予備官員的な存在であった可能性も探ってゆかなければならないが、この国の場合そのことよりももっと根本的な観点からこれらの官号を考え直してゆく必要がある。

というのは、高昌の中央官制のついて、『周書』巻五〇、高昌伝は次のように伝えている。

官有令尹一人、比中夏相國、次有公二人、皆其王子也。一爲交河公、一爲田地公。次有左右衛。次有八長史、曰吏部・祠部・庫部・倉部・主客・禮部・民部・兵部等長史也。次有建武・威遠・陵江・殿中・伏波等將軍。次有八司馬、長史之副也。次有侍郎・校(書)郎・主簿・從事。階位相次分掌諸事。次有省事、專掌導引。其大事決之於王、小事則世子及二公隨狀斷決。…(中略)…官人雖有列位、竝無曹府。唯每旦集於牙門、評議衆事。

もちろんこの記事には多くの官名の漏れが見受けられるが、しかしながらこれによりこの国の官制の大体の様相を窺うことはできる。これによれば、高昌国では、官人には長史・司馬・侍郎などの

列位（階位）があり諸事を分掌しているけれども、実際上の行政をとる官署がなく毎朝牙門（王廷）に集まり衆事を評議するだけの体制であったという。しかも重要な国事に関することは王がこれを決定し、それ以外の瑣末な案件は令尹と二公が状に随って決していたのである。つまり高昌官人にとっては、長史や司馬或いは郎中や侍郎などは、各部の重要な職務を伴う官職名としての意味よりも、まず先に官人としての身分と官界全体における身分上の列位を表わすものであったのであり、そのことこそが重要なことであった。『文書』の中には、アスターナ四八号墓からの官員名籍[30]に、多くの数にのぼる参軍・主簿・将・吏の中・下級身分の官員の名を伝えているが、これらは恐らくアスターナ等の古墳群に埋葬されたであろう多くの中・下層の中央官人及び庶人[31]たちが中心となっていたものと思われる。特に下層に位置づけられていた主簿等は、その数も多いが、これは、例えば先に見た「屯田文書」や「趙懐願買舎文書[32]」にも、屯田主簿や民部主簿として見えてきている。恐らくこうした主簿階層のうちで、実際に屯田や民部の職務を遂行していたものたちであろう。こうした捉え方に誤りがなければ、恐らくこのことは、これらの下級身分の官人に比してその数は極めて限られるとはいうものの、先に検討した長史や侍郎の例を念頭におくならば、各部に配されていた郎中・長史・司馬の場合も、基本的にはあてはまる見方ではなかろうか。さらに『文書』及び墓塼には、各部や門下の事を掌るものとして次のような例が記されている。

1 [illegible]將軍兼祀部事氾恢芝（『文書』二、四四頁。73 TAM 524：32）
2 平遠將軍領兵部事麴歡（『文書』三、七三～八七頁。66 TAM 48）
3 虎賁將軍中兵校郎兼屯田事臣高（『文書』三、二八二頁。72 TAM 155：30）
4 鷹陽將軍兼民部事麴（「趙懐願買舎文書」注（32）、TAM 301）
5 左衛大將軍兼兵部職（＝職）
（「張雄夫人麴氏墓表」注（41））
6 冠軍將軍兼屯田事帯寧□縣麴紹徽（『造寺碑』注（24））
7 行門下事威遠將軍臣麴（『文書』三、二八八頁。72 TAM 155：29）

行門下事殿中將軍臣高

先の『周書』の記事によれば、身分上の位階として、長史の上位に左右衛（将軍）、下位（司馬の上位）に建武・威遠・陵江・殿中等の各将軍を配置していたが[33]、或いは一つの可能性としてこれらに見える将軍も、ただ将軍としての身分から長史や司馬や侍郎と同様に、各部及び門下の事を掌っていたとも推測できるのである。このことは、官人には列位はあるが官署は存在しないと記される高昌国の中央各部の実際のあり方をよく示すものでもあろう。

また、先に掲げた張忠の墓表には、彼の官歴を伝えて、侍郎→（殿中）将軍→洿林令→長史→庫部郎中→（追贈）寧朔将軍・綰曹郎中と記されているが、以上に検討してきたことを踏まえて考える

ならば、高昌における官人の身分的列位として、長史の上位に郎中があったと見て誤りないものと思われる。『文書』の中には、アスターナ一五四号墓からの作人名籍[34]に、上下の列位はよくわからないが、

（前　略）

5　□□□□郎中作人□□

（中　略）

9　□□伯作人富兜、折衝長史作人永究、宋相懐作

（後略）

とあり、郎中と並んで長史の名が見えている。また、先の『周書』の記事を見ると、司馬に次いで侍郎が存在していたことがわかるが、このことは先に見たアスターナ四八号墓からの官員名籍[35]にも、

（前　略）

7　□□司馬元邴、高延明、侍郎子洛

8　□□衆、侍郎延慶、参軍師児、麴

（後　略）

とあり、司馬に次いで侍郎そして次に参軍が配されていたことがわかる。これらのことから官人の身分的列位として長史・司馬・郎中・侍郎に限って言えば上から郎中・長史・司馬・侍郎の序列が存在していたことがわかる。またこのことは恐らく、先に見た綰曹郎中の存在を念頭におくならば、当初よりのことであったと思われ、高昌王の府としての長史・司馬の官と高昌王の王国としての郎中・侍郎の官とを組み合わせたものでもあった。まさしく高昌国が、高昌王の「驃騎大将軍・西平郡開国公」の府としての性格をもちながら、高昌王国として存在していたあらわれに過ぎない[38]。

高昌国の社会が、一般的に門閥社会として認識され、王族麴氏及び張氏を中心として、中・小のものを含めて多くの漢人豪族がこの国に存在し、そしてまたこうした豪族たちが歴代、官人を輩出する固定化した官人層を形成していたことは既に明らかにされているところである[36]。そうだとするならば、こうした多くの数にのぼる豪族たちの、官人としての身分及び官界での品階を保証してくれるものこそが、これらの将軍号を含めた官称号であったのであり、さらに『周書』に「階位相次いで諸事を分掌する」と言われるようにこれらの官号をもった多くの官人たちの中で、それぞれ各部の職務が分掌され処理されていたものと見るべきである。

このような官称号の捉え方に誤りがないとするならば、先に検討した官制の変遷そのものについて、特にそれを想定させた史料の解釈そのものに対して疑問を提出せざるを得ない。つまり、先に述べたようにこの国には、恐らく当初よりのことと推測されるが[37]、官人の身分的な列位として郎中・長史・司馬・侍郎の序列が存在し、これらが各部の職務を分掌していたのである[38]。もちろん、こうした官の中央各部の職務の管掌については、これらがすべて同時にその職務を遂行していたとは限らず、かなり流動的な面があることも予想されるが、しかしながら、長史・司馬の官号を廃して、そこで初めてそれに代って郎中・侍郎という官号を成立させるというような変

遷を、決して肯定することはできないのである。

以上、種々推測を交えたが、中央官制における各部の官号の性格及びその変遷について検討を試みてきた。それでは、官制のもう一つの柱となるべき地方官制はどのような基盤の上におかれ、そしてその官吏たちはこうした官人の身分列位の中で如何なる位置を占めるものであったのであろうか。次に併せて検討を加えておきたい。

二、地方官制の性格

高昌国の地方官制を考えてゆく場合、まずこの国に郡県制が施かれていたことを念頭に置かなければならないが、[39]ただし郡県制とはいっても当然のことながら中国内地の制度とは著しくその様相を異にすることが予想される。この点について、まず検討を加えておく必要があろう。

『旧唐書』巻一九八、高昌伝よれば、唐が高昌を征討した際のことを記し、「(侯)君集分兵掠地、下其三郡五縣二十二城、戸八千、口三萬七千七百、馬四千三百匹」と見えている。この記事により、高昌国にはその滅亡時に三つの郡と五つの県が置かれていたことが知られるのであるが、実際に『文書』等によって確かめられる郡県の数は、これと符合するところがない。今、郡県であることが確認されない城邑名も含めて改めて掲出すると次頁の表の如くになる。

この表からわかるように、現在のところ四つの郡及び十四の県が確認されている。また高昌国の主だった城邑の数が、この時十八城から二十二城ほどであったことを考えるならば、[47]これらがこの国のだいたいの城邑名を網羅していると見てよいであろう。もちろん、これ以上郡県が存在していた可能性はあるし、またここに挙げたものは時代的に幅広く散在した史料からのものであるから、或いは時代による郡県の置廃も当然考えられる。特に横截郡の場合、従来『造寺碑』などの検討から、突厥勢力が高昌に支配を及ぼした六世紀半ごろに、県から郡へ昇格したものと考えられていたが、ただ後にも検討する「延壽元年(624)六月勾遠行馬價錢勑符」[48]には横截県の名が見えている。嶋崎氏が指摘されるように、高昌国では一つの城邑に郡と県が同時に配されていたとは考え難いから、これによりこの地が六世紀の中葉から延寿元年(六二四年)までの間に、いつしか郡より県へ戻されていることが知られるのである。

さて、次頁の表に見えるように、高昌国における郡県の数は、従来考えられてきたよりも遙かに多かったことが確認されたわけであるが、ではこうした郡県とは、高昌国においてどれほどの実体をもつものであったのであろうか。そこで、まず次のような史料に注目される。カラホージャ八九号墓より出土した文書[49]であるが、これには

1　交河郡□馬(司)者(主)、中郎崇信傳令、刺彼郡
2　翟忠義失□(奴)一人、若劍校(検)智處(知)、与守(手)力牽取。
3　符到如令。不得遣失、承旨奉行。
4　章和十一年三月卅日都官　起
5　都官長史麴順　(75 TKM 89：1—1)

高昌国郡県・城邑名表

城邑名	現在位置	主な典拠（郡・県の場合も，城邑名のみのものを入れる）
1. 交河郡	Yār-khoto	(Ⅱ)-P.28, (Ⅲ)-P.89, 90, 91, 92, 93, 132, (梁)
2. 田地郡	Lukchun	(Ⅲ)-P.27, 29, 30, 89, 138, (梁)
3. 横截郡・県	Khandō	(Ⅲ)-P.91, 92, 93, 95, (梁). (文)72-1, P.10, (麴)
4. 南平郡	Lampu	(Ⅱ)-P.37, (張), (四), (新)
5. 柳婆県	Lampu ?	(Ⅱ)-P.29, (梁)
6. 塩城県	Yamshi	(Ⅱ)-P.29, (Ⅲ)-P.27, 91, 93, (陰), (四)
7. 無（无）半県	Bögan	(Ⅱ)-P.29, (四), (慈)
8. 始昌県	Oi-tam 廃址	(Ⅱ)-P.29, (Ⅲ)-P.290, (梁)
9. 永安県		(Ⅲ)-P.26, 28, 29, 92, 95, 138, 291, (文)72-1, P.10
10. 安楽県		(Ⅲ)-P.27, 28, 91, 92, 127, 138, 291, (文)72-1, P.10
(44)		
11. 洿林県	Buluyuk	(Ⅲ)-P.91, 92, 93, 95, 138, 291, 327, (梁), (四)
12. 新興県	Sengim	(梁), (麴)
13. 寧戎県		(Ⅲ)-P.92, (麴)
(45)		
14. 白芳県	Pichan	(Ⅲ)-P.95, (梁), (文)72-1, P.10, (慈)
15. 酒泉県		(Ⅲ)-P.287, 291, 292, 299
16. 威神県		(Ⅱ)-P.13, (Ⅲ)-P.91, 93, 238
17. 永昌県		(Ⅲ)-P.91, 92, 93, 138, 208
18. 安昌	Paka-bulaq ?	(Ⅲ)-P.127, (新)
19. 武城		(Ⅲ)-P.216, (范)
20. 高寧	Toyuk	(Ⅱ)-P.13, (Ⅲ)-P.29, 91, 138, 200, 239, (梁)
21. 臨川	Lamjin	(Ⅲ)-P.91, 92, 93, 200, (梁)
22. 諸成		(Ⅲ)-P.138
23. 由寧	Yankhe ?	(梁)
24. 篤進	Toksun	(梁), (慈)
25. 龍泉		(文)77-3, P.28
(46)		
26. 寧成（諸成？）		(文)77-3, P.28
27. 于諶	Shurge ?	(籍)

『文書』第2冊……(Ⅱ)
『文書』第3冊……(Ⅲ)
『梁書』巻54，諸夷，高昌伝……(梁)
『文物』……(文)（77-3，P.28は，『文書』に見えないものに限る）
『主客長史陰氏造寺碑』……(陰)
『造寺碑』（麴斌芝）……(麴)
張雄夫人麴氏墓表……(張)(41)
范羔墓表……(范)(42)
開元四年柳中県高寧郷籍……(籍)(43)
『梁四公記』（『太平広記』巻81所引）……(四)
『新唐書』巻40地理志……(新)
『慈恩寺三蔵法師伝』巻1……(慈)

1. 地邑の典拠は，主なものに限った。
2, この表では，（Ⅲ）P.64, P.180～4の某氏族譜を除外している。
3. 現在位置は，嶋崎昌「高昌国の城邑について」『高昌』P.113～147によっている。

と記されている。これを見ると、逃走した翟忠義という奴隷を捕獲するために、都官長史から、中郎を通じて交河郡にその逮捕の命令が下されたものであることがわかるが、この時中央の命令を受けて実際にその任務を奉行する責務を負わされていたのが、交河郡司馬（主）者と書かれるものであった。この時、交河郡だけでなく次に掲げるように柳婆・无半・鹽城・始昌の四県にも都官長史より命令が下されている。[50]

1　柳婆・无半・鹽城・始昌四縣司馬主者、中郎崇
2　信傳令、刺彼縣、翟忠義失奴一人
3　若劍校智處与□□牽取。符到如令。不得遣
4　失、承旨奉行。
5　章和十一年三月卅日　都官　起
6　都官長史麴順　（75 TKM 89：1—2）

この四県にも全く同じ日付で中央から翟忠義捕獲の命令が下され、これを受けたのも四県の司馬主者とされるものであった。つまり中央から同時に交河郡と四県の司馬主者に同じ命令が下されていることがわかるのである。

また高昌国晩年の史料の中にも、大谷文書[51]（延壽元年(624)六月勾遠行馬價錢勅符）の中に次のようなものが知られている。

1　勅交河郡司馬主者、彼郡今須甲申歳六月間遠行馬價錢、沿三月前逋錢。前有符去、至今〔未来、今〕
2　更重遣符去、符到、期此月貳拾伍日、仰儻事人、送來詣府、輸入使畢、不得違失。承　旨奉〔行〕
3　通事令史　辛　益
4　延壽元年甲申歳　六月　廿一日起　□
5　寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴□

この符の主な内容は、交河郡の遅延している遠行馬価銭の納入を重ねて命じたものであるが、これも同じく交河郡の司馬主者にこの勅符が下されている。この他この大谷文書の中には、威神県司馬主者（延寿元年）・横截県司馬主者の名が伝えられているが、つまり高昌国一代を通じて、中央より命令を受け直接郡県の行政の責務を負っていたのは各郡県の司馬主者とされるものであったのである。それでは、この司馬主者とされるものは、一体どのようなものであったのであろうか。

従来郡の官制として、戸曹・田曹などの各曹のもとに司馬を頂点としてそれに次いで参軍・主簿が配されていたことが明らかにされているが、[52]この司馬主者はこれら郡官の頂点におかれるものであることは間違いない。郡では、白須浄真氏が既に指摘されておられるように、各曹の司馬の上位は、高昌司馬（中央の司馬）に直接つながるものであった。[53]したがって、この司馬主者は、その身分階層上まず中央の司馬に通ずるものであったことが予想される。

県の場合は、今のところ十分に明らかではないが、各曹のもとに録事・参軍・主簿が置かれていたことが一応推測されている。[54]この場合も司馬主者は、こうした県の官吏を統轄すべきものであったと

思われる。郡と県との関係は先に見たカラホージャ八九号墓よりの二点の文書より窺われるように、直接の統属関係はなかったものと思われ実質的には同じレヴェルに扱われていた。またこのこととも関連して郡の太守と県令との間の身分的な格差はあまりなかったことからも[55]、この県司馬主者もその身分階層は、郡司馬主者と殆んど変わるところがなかったものと考えられる。

こうした郡県司馬主者の身分階層を考える時、まず想起されるのが次の『周書』巻五〇、高昌伝の記事である。

諸城各有戸曹・水曹・田曹。毎城遣司馬・侍郎、相監検校、名爲城令。

つまり、各城邑には城令として司馬・侍郎が遣わされ、これを監督せしめさせていたのである。ただこの記事に表現される諸城というものがこれだけの内容からでは明確につかみ難いので、どうしても二様に解釈せざるを得なくなる。一つは、この諸城を郡城・県城を含んだ全般的な城邑そのものを指すと考えるものである。この場合恐らく先に検討した司馬主者は、城令として派遣された司馬のことを指すものと推測される。ただし、何故城令と名づけられているものが、司馬主者という現われ方をするのか問題となろう。また、もう一つは、郡城や県城を除いたそれ以外の城邑という見方である。これは既に嶋崎昌氏によって解釈されておられるところである[55]。現段階では明確な解答を持ち得ないが、ただ孰れにせよ、この『周書』の記事により恐らく郡・県城以外の城邑にも司馬及び侍郎が派遣され各城邑を統轄していたことが窺われ、しかもこれらにも戸曹・水曹・田曹の各曹が設けられていたことが伝えられるのである。それは、即ち郡県制とはいっても郡城及び県城を含んだ各城邑の実質的な統治が、一様に中央の司馬・侍郎の身分層のものによって運営されていたことを意味する。

従来、この国において、郡県制における郡太守・県令の地位的格差が殆んどなく、しかもその相対的地位が甚だ高かったことが強調されているが[57]、それはこうしたオアシス国家としてのこの国の城邑統治の実際を踏まえた上で理解されるべきものである。また、実際に高昌国において郡太守・県令であったものを見てみると[58]、だいたい先に見に中央の身分位階のうち郎中・長史クラスのものがなっていたことがわかるが、即ちこのことより中央身分階層から言えば、郎中・長史クラスのものが、郡太守・県令となり得るものであり、その下位に位置づけられていた司馬・侍郎クラスのものが、実際上の地方の統治にあたっていたものと捉えることができるのである。また、このことは、同時に中央の官人階層が、侍郎以上のものと参軍以下のものとに明確に区分されると考えられる傍証となるものであろう。

以上のことから、高昌国に郡県制が施行されていたとはいっても、この国の地方統治の根幹は、あくまでも司馬・侍郎による各城邑統治にあったのであり、恐らくそれぞれの城邑のもつ重要性によって郡太守・県令が任命されていたとはいうものの、城邑相互に直接の統属関係はなかったものと思われる。こうしたこの地の郡県制

度の実態を捉えた上で、この国の地方官制というものを考えてゆくべきであろう。

むすび

以上、高昌国の官制について検討を加えてきたが、述べてきたところをまとめておくと次のようである。

(一) 従来の説によれば、綰曹郎中のもとにおかれていた行政各部には、最初長史・司馬が配されていたのが、麴伯雅の時代に官制の改革がおこなわれ、長史を郎中に、司馬を侍郎にという変遷が見られたという。しかしながら伯雅時代の改革については遺憾ながらこれを認めることができず、さらにこうした官制の変遷そのものに対する従来の理解にも疑問を提出せざるを得ない。

(二) そもそも高昌国における長史・司馬などの官号は、根本的にはまず、この国において固定化した官人層を形成する高昌豪族の、官人としての身分と官界における品階を保証する性格をもつものであった。

(三) そしてその官号の身分的列位として上から郎中・長史・〔将軍（威遠・陵江等）[33]〕・司馬・侍郎等々の序列が存在し、そしてそうした身分を与えられた官人たちの中で、実際の各部の職務が分掌され処理されていたのである。これはまた、官人には列位があり諸事を分掌しているけれども、実際行政をとる官署が存在しないとされるこの国の、各部の実際のあり方を示すものである。

(四) それ故、官制の変遷により長史・司馬の官号を廃して、そこで始めて郎中・侍郎の官号を設置したのではなく、当初より長史・司馬とともに存在していたのである。

(五) またこの国には地方に郡県制が施行されていたが、ただし郡県制とはいっても郡県がおかれていた城邑を含め、この国の諸城邑の実質的な統治が、一様に司馬・侍郎の身分層のものによって運営されていたことが知られる。

(六) そして先に検討した中央の身分階層を忠実に反映し、郎中・長史クラスのものが、郡太守・県令となり得るものであり、その下位に位置づけられていた司馬・侍郎の階層が実際上の地方の統治にあたっていたのであった。

(七) それ故、郡太守・県令が任命されるといっても、こうしたオアシス国家としてのこの国の城邑統治の実態を踏まえた上で理解すべきである。

本稿においては、種々推測を交えざるを得なかった所も少なくなく、なお未だ細部についても検討を加うべき点も多いが、敢えてここに私見を発表し博雅の御教正を仰ぎ今後の研究を進めてゆきたいと思う。

（略　語）

『文書』…国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系　編『吐魯番文書』第二・三冊

文物出版社、一九八一年

『高昌』…嶋崎昌『隋唐時代の東トゥルキスタン研究―高昌国史研究を中心として―』東京大学出版会、一九七七年

『籍帳』…池田温『中国古代籍帳研究―概観・録文―』東京大学出版会、一九七九年。

『造寺碑』高昌建昌元年(555)折衝将軍新興令麴斌芝造寺碑、注(24)

(注)

(1) 現在まで(一九八三年六月)のところ『文書』第一～三冊が公刊されている。この文書についての詳しい紹介は、既に唐長孺氏の講演(一九八一年正月)によってなされており、その原稿は『東方学報』五四冊、一九八二年(唐長孺「新出吐魯番文書発掘整理経過及文書簡介」)に見えている。またこの講演の大要を訳出したものとして池田温「中国における吐魯番文書整理研究の進展―唐長孺教授講演の紹介を中心に―」『史学雑誌』九一―三、一九八二年、がある。この他白須浄真「『吐魯番出土文書 第一冊』―その紹介と紀年の考察―」『書論』一八、一九八一年も紀年の考証とともに『文書』第一冊の丁寧な紹介文となっている。

(2) 嶋崎昌「麴氏高昌国官制考」『高昌』二五三～三〇九頁。(特に記さない限り『高昌』はこの論稿のことを指す)これにより従来の黄文弼氏の官制表(『高昌第一分本』一九三一年、『増訂本高昌塼集』一九五一年)に多くの訂正が加えられた。

(3) 『高昌』二六四頁。

(4) 『高昌』二六三頁。

(5) 『高昌』二八〇～一頁。

(6) 『文物』一九八一―一、四〇頁。

(7) 呉震氏によれば、この張忠は張武忠の簡称であり、張務忠と同一の人物であったという。呉震「麴氏高昌国史索隠―従張雄夫婦墓志談起―」『文物』一九八一―一、四〇頁。

(8) 〔録文〕、『文書』第三冊、一九五―六頁。池田温、一九八二年十一月第八〇回史学会大会東洋史部会のレジュメ、(部分移録は除外する)。〔写真〕新疆維吾爾自治区博物館編『新疆歴史文物』文物出版社、一九七八年、九八頁、図一六。なお文書の題名は一応『文書』のものによっている。

(9) 『文書』第三冊、二八二～三頁の「高昌延壽九年(632)屯田残奏」(72 TAM 155:30(a))に、「□(延)□(壽)□(九)年壬辰歳 月 日屯田 奏」と見えていることや他の奏行文書の書式より推定する。

(10) 八部とは、兵・民・庫・倉・祀・吏・主客・都官のこと(『周書』巻五〇、高昌伝に見える禮部は誤り)であるが、ただ吏部については、嶋崎氏は麴伯雅の官制改革以後のものと推測されている。但し既に見たように伯雅の時代、漢化運動に伴う官制改革は行なわれていないし、後で説くように官制改革そのものについてもこれを認めることができない。『高昌』二六二頁。

(11) 注(9)の文書や「建昌四年(五五八年)張遁墓表」(『新疆出土文物』、文物出版社、一九七五年、四四頁、図七二)に屯田の名が見える。後者には追贈官として淩江将軍屯田司馬が刻されている。また吐魯番文書整理小組・新疆維吾爾自治区博物館「吐魯番晋―唐墓葬出土文書概述」『文物』一九七七―三、二六頁には、建昌年間の屯田部の奏文中に、将衆養下の虎牙(将軍)畦羅が葡萄園九〇歩を得たことを記すという。

(12) 『文書』第三冊、七三～八八頁。『文書』第二冊、二〇九～一三頁。馬雍「略談有関高昌史的幾件新出土文書」『考古』一九七二―四、四六～八頁参照。

(13) 呉震、前掲注(7)論文、四四頁。白須浄真「高昌王・麴嘉の即位年次について―呉震氏の新説をめぐって―」『小野勝年博士頌壽記念東方

学論集』龍谷大学東洋史学研究会、一九八二年、一九〇頁。
(14) 呉震、前掲論文、四一～四頁。
(15) 『籍張』三一二―三頁。諸種文書一〇八。
(16) A, Stein ; Innermost Asia, Vol. II, Oxford, 1928, Appendix I, P. 1035.
(17) 『高昌』二六四頁。白須浄真「高昌門閥社会の研究―張氏を通じてみたその構造の一端―」『史学雑誌』八八―一、一九七九年、三七頁。
(18) 白須浄真・荻信雄「高昌墓塼考釈(一)」『書論』第十四号、一九七九年、一八五頁。
(19) 〔写真〕『新疆出土文物』、一九七五年、三三頁、図五二。〔録文〕白須・荻、前掲論文、一八〇頁。
(20) 白須・荻、前掲論文、一八五頁。
(21) 注(6)に同じ。
(22) 『文書』第二冊、六五頁。この墓表が出土したアスターナ一七〇号墓からは、高昌延昌二年（五六二年）の紀年を持つ長史孝寅の随葬衣物疏が併出している。
(23) 『高昌』二七五頁。
(24) 〔録文〕袁大化『新疆図志』巻八二、金石二。内藤湖南「高昌国の紀年」『内藤湖南全集』巻七、四五四～八頁。黄文弼『吐魯番考古記』、一九五四、五四頁付。なお録文として池田温先生の作製されたものを利用し得た。碑文の標題も、これに従っている。〔写真〕黄文弼、前掲書、図版五四―七。〔拓本〕『文物』一九七六―十二、五三頁。
(25) 白須前掲注(17)論文、三六頁。
(26) 〔録文〕黄文弼、前掲書、五四頁付。王樹枏『新疆訪古録』巻二、一～二頁。袁大化前掲書、一二～五頁。〔拓本〕黄文弼、前掲書、図五八。
(27) 『高昌』二七九頁。白須、前掲注(17)論文、三六頁。
(28) 筆者は、司馬が廃されてこれに代って侍郎が設けられたとは考えていないので、この吏部侍郎を中央の司馬位階と同位のものとして見ることには、賛成できない。
(29) 『文書』第三冊、一八〇頁には、アスターナ五〇号墓より出土した「某氏族譜」と題される文書を載せているが、これには「察二孝廉一除二郎中氏道令一」と録されている。この氏道（県）令が高昌のものであるとすれば、この郎中も各部の郎中と同位のものとして理解することができよう。
(30) 『文書』第三冊、一〇二～〇七頁。
(31) 白須、前掲注(17)論文、四一頁。
(32) 〔写真〕『文物』一九六〇―六、P.1〔録文〕同上、二〇頁、白須、前掲注(17)論文、四一頁(一部)。その他、白須論文中の注(58)参照のこと。
(33) 従来、高昌国の将軍号は、単に名誉の称号として加官される性格をもっていたとされるが、ただし『造寺碑』を見ると、司馬の者で将軍号をもっていたのは一員だけであり、さらにその下の参軍、主簿などには種々の史料から窺われるように授けられていない状態であった。これは恐らく官に加えられるのが本来ではなく、少なくとも『造寺碑』や『文書』などに見える陵江・威遠等の将軍は、長史や司馬同様に高昌官人の一つの位階を表わすものであったと思われる。それ故、これらの将軍号はしばしば単独で現われるのであり、『周書』の記事もそう理解することによってよく了解されるのである。『高昌』二六六～九頁。
(34) 『文書』第三冊、一四一頁。
(35) 注(30)に同じ。
(36) 『高昌』二八五、二九〇頁。白須、前掲注(17)論文。白須氏論文は、高昌門閥社会の実状を詳細に検討されている。その他白須氏には、同「唐代吐魯番の豪族―とくに阿史那賀魯の反乱以後における旧高昌豪族への処遇を中心として―」『龍谷史壇』七二、一九七七年。同「唐代吐魯番の豪族」『東洋史苑』九、一九七〇年、等がある。
(37) 綰曹郎中の存在を想起すべきである。
(38) 中央の司馬を指して高昌司馬（史祐孝墓表（録文）黄文弼『増訂本高羅辰玉『高昌専録』

昌專集』一九五一、四五頁（増訂と略称）（写真）黄文弼、増訂、一〇一一九三三、一〇一一頁（専録と略称）或いは王府司馬（『西域考古図譜』（下）、仏典附録(2)）と記される場合があるが、これは恐らく高昌王の帯びていた「驃騎大将軍、西平郡開国公」の府として設けられていた司馬という意味であろう。とするならば、侍郎の場合、王国侍郎（注(11)の張遁墓表、鞏氏妻楊氏墓表、（録文）専集、二増訂、五六頁。専録、一五頁。（写真）専集二六頁増訂一二六頁）という例が知られるが、これは高昌王の王国として設けられていた侍郎という意味となろう。このように考えるならば、恐らく長史、司馬は王府の官として、郎中や侍郎は王国の官として存在していたのであり、これらの官号が共に各部に存在し得たのは、まさしく高昌王の「驃騎大将軍・西平郡開国公」の府としての性格をもちながら、高昌王国として存在していた結果にほかならないのである。

(39) 『高昌』二六九～七六頁。

(40) （写真・録文）内藤湖南「近獲の二三史料」『内藤湖南全集』巻七、五七七～八〇頁。

(41) （録文）白須、前掲注(36)『龍谷史壇』五三頁。（写真）『新疆出土文物』一九七五年、七一頁。図一一〇。

(42) A. Stein ; Innermost Asia, Vol II, 1928. Appendix I, 1043, (Pl. CXXVII)

(43) 『籍帳』二四三～七頁。吐魯番籍帳二一〇。

(44) 唐代西州時代、交河県に属する郷として安楽・永安・龍泉郷が知られている。西嶋定生『中国経済史研究』東大出版会、一九六六年、四三九頁。『明史』西域伝にも安楽城の名が見えている。

(45) 『西州図経残巻』(Pelliot二〇〇九)には、「寧戎窟寺一所　右在前（高昌縣）庭縣界山北廿二里寧戎谷中」とあり、また大谷文書（三三七七、二八七二等）にも「（高昌縣）城北廿里寧戎苦具谷」と見えている。これが寧戎県の地と同一の地であれば、この県は新興県（Sengim）と近い位置にある。新興県令であった麴斌芝の『造寺碑』にも最後の署名部分に「冠軍將軍兼屯田事帯寧□（戎）縣麴紹徽」と見えているが、これも新興県との関連からであろうか。なおこの「寧□県」の部分の録文は、池田温先生の作製されたものによって始めて知り得たものである。

(46) 『新唐書』巻四〇、地理志には、「交河、中下、自縣北八十里有龍泉館……。」と見えている。
先に見た交河県に属する龍泉郷の存在を併せ考えるならば龍泉城は交河城よりほど遠からぬ地に求められよう。

(47) 嶋崎昌「高昌国の城邑について」『高昌』一一四頁、一三七頁注(4)参照。

(48) 注(15)文書の標題は『籍帳』によっている。

(49) 『文書』第二冊、二八頁。

(50) 同右、二九頁。

(51) 注(15)に同じ。

(52) 『高昌』二七一―二頁。

(53) 白須、前掲注(17)論文、四七頁注(46)。

(54) 『高昌』二七〇頁。

(55) 同右、二七五頁。

(56) 同右、二七六、二九三頁。

(57) 注(55)。

(58) 「張延衡墓表」注(16)。「張忠墓表」注(6)。「張洪妻焦氏墓表」注(22)。『高昌』二七五頁。